

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 31 年 2 月 19 日・東京都規則第 14 号

1 概要

(1) 改正理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）の施行等を踏まえて行う都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）の改正等に伴い、土壤汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示の要件に係る基準を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 土壤及び地下水の汚染の防止（条例第 4 章第 3 節）関係

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行等を踏まえて行う条例の改正等に伴い、次の改正を行う。

(ア) 条例第 113 条に規定する特定有害物質を定める。

(イ) 条例第 114 条第 1 項、第 115 条第 2 項及び第 116 条第 4 項に規定する、土壤汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示の要件をそれぞれ定めるとともに、計画書の提出及び措置の完了の届出に係る事項を定める。

(ウ) 条例第 115 条第 1 項ただし書及び第 116 条第 4 項第 2 号に規定する土地の要件を定める。

(エ) 条例第 116 条第 1 項に規定する汚染状況調査の報告の期限及び同項ただし書に規定する確認に関する手続を定める。

(オ) 条例第 116 条の 3 第 1 項及び第 117 条第 7 項に規定する、汚染地の改変に該当する行為を定めるとともに、汚染拡散防止の措置に係る計画書の提出及び措置の完了の届出に係る事項を定める。

(カ) 条例第 117 条第 1 項に規定する土地の利用等履歴調査の契機について、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の改正に対応するほか、土地の改変の対象となる行為を明確化する。

(キ) 条例第 118 条の 2 に規定する台帳について、その対象となる土地その他の台帳の調製に係る事項を定める。

(ク) その他必要な規定整備を行う。

イ 省エネ法及び省エネ法施行規則の改正に伴う規定整備関係

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）の改正に伴い、当該法律及び規則を引用している箇所における条項ずれの修正を行う。

ウ 改元に伴う様式の改正関係

別記第 28 号様式（第 51 条関係）から「平成」の記載を削除する。

2 施行日

1 (2) ア関係 平成 31 年 4 月 1 日

1 (2) イ及びウ関係 公布の日

3 問合せ先

1 (2) ア関係

環境局環境改善部化学物質対策課

03-5388-3473

1 (2) イ及びウ関係

環境局総務部総務課

03-5388-3417